

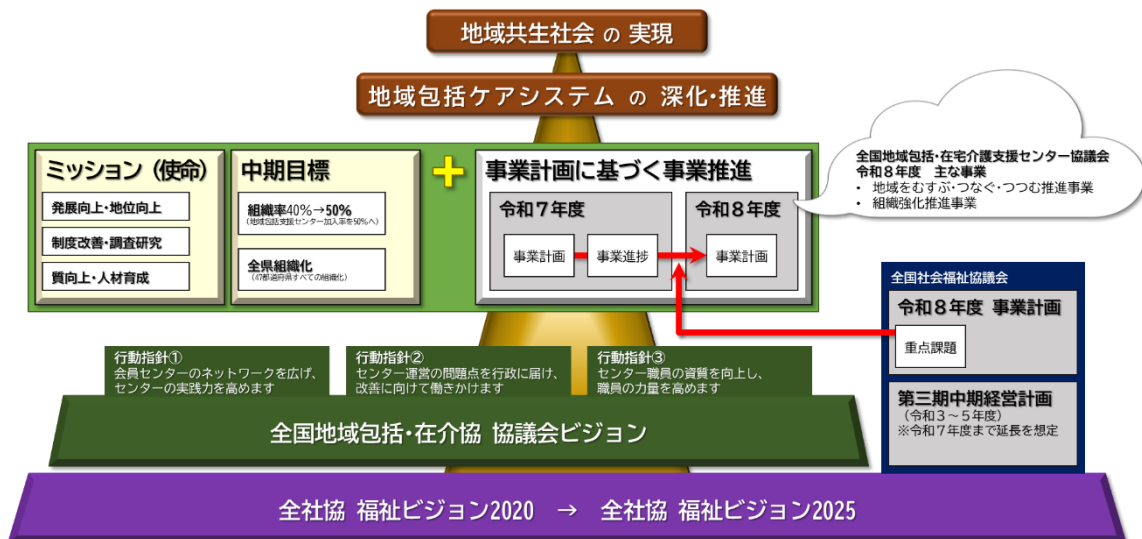
# 令和8年度 事業計画

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

令和8年3月6日

## 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会がめざす方向性

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会（以下、本会）は、令和元年度より全国社会福祉協議会（以下、全社協）を構成する種別協議会の1つとなった。地域包括支援センターや在宅介護支援センターは、地域包括ケアシステムにおける地域の中核機関としてその役割が期待されている。その全国組織である本会は、国がめざす「地域包括ケアシステムの深化・推進」および「地域共生社会の構築」を本会の活動・事業推進を通じてめざすものである。



全社協は、ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして「全社協 福祉ビジョン 2020」を令和2年に策定した。本会としても、地域包括支援センターや在宅介護支援センターに係るさまざまな課題について共通認識を持ち、会員センターとともに手を携えて取り組んでいくことを呼びかけるため、協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」を令和3年度に策定した。

また、「全社協 福祉ビジョン 2020」が令和7年度に改訂され、「全社協 福祉ビジョン 2025」として公表された。さらに、国の社会保障審議会 介護保険部会では、第10期介護保険事業計画に向けた制度改正の議論が重ねられ、地域包括・在宅介護支援センターをとりまく状況も変化してきている。

そこで、これまでの各年度事業の積み重ねを踏まえるとともに、あらためて「地域包括ケアシステムの深化・推進」「地域共生社会の構築」の観点から、令和8年度 事業計画の策定にあたるものとする。

## SDGs（持続可能な開発目標）



2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。なかでも「目標3. すべての人に健康と福祉を」「目標11. 住み続けられるまちづくりを」が特に、地域包括・在宅介護支援センターの業務とも関わりがあると考えられる。地域共生社会の実現は、いまや日本だけでなく、世界中において求められている、これからの社会の形であり、その要として地域包括・在宅介護支援センターが位置づけられているということである。



## 地域包括ケアシステムの深化・推進

2040年に向け、生産年齢人口の減少と85歳以上・認知症・独居高齢者の増加に伴う複合的な医療・介護ニーズの増大に対応するため、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する体制である地域包括ケアシステムの深化・推進が不可欠である。

今後は、高齢者人口の変化によるサービス需要の地域差や、介護人材不足といった課題を踏まえ、市町村や都道府県が地域の特性に応じて自主的・主体的にシステムを構築・深化させ、利用者に切れ目ないサービス提供と地域づくりを推進していくことが求められている。



第130回 社会保障審議会 介護保険部会  
(令和7年12月1日) 資料2より  
一部抜粋



## 社会保障審議会 介護保険部会 意見「介護保険制度の見直しに関する意見」(案)

2040年を見据え、人口減少と65歳以上高齢者数がピークを迎え、介護と医療の複合ニーズを抱えた85歳以上人口が増加する。これに対応する持続可能な体制構築をめざすもの。地域特性に応じたサービス提供体制を構築し、生産性向上による人材確保をめざす。

### 役割の明確化

- ・ 地域として必要な相談支援が提供されるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所は、適切な連携・役割分担を図ることが必要
- ・ 地域包括支援センターは、医療・介護連携を始めとする地域のネットワークづくりや、地域における社会資源の創出など、地域全体の支援に重点を置く。

### 相談体制の強化

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応を行うことを明確化
- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進することが必要。

### 体制整備の義務化

- ・ 地域包括支援センターとしての業務継続計画（BCP）の策定を義務化し、市町村と連携して体制を整備することを通じて、有事に備えた平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことが必要。



## 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像〈ビジョン〉」

超高齢社会、労働力人口の減少、多様化・複雑化する地域社会の問題といった「社会の状況」および、地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの深化・推進といった「国の施策」を踏まえると、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが地域において期待される役割やその重要性は年々増している。

そこで本会は、地域包括・在宅介護支援センターが、センターに係るさまざまな課題について共通認識をもち、ともに手を携えて取り組んでいくことを呼びかけるため、協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像〈ビジョン〉」を令和3年度に策定した。



### 地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像〈ビジョン〉

- 自分らしく暮らし続けられる地域をつくります
- 生き活きと働き、地域の信頼を得られる人材を育成します
- 分野を超えた相談支援に貢献します

### ビジョン実現に向けた本会の行動指針（令和4年度～令和13年度）

#### 1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます

- ① 会員センターが市区町村領域を超えた連携を図ることができるよう、全国47都道府県においてセンターが集う都道府県組織をつくります。
- ② 会員センターが業務の改善や効率化等の取り組みを実践できるよう、都道府県組織・ブロック組織の活動を活性化し、センターがそれぞれの地域で展開している実践事例の共有化を積極的に行います。
- ③ 都道府県組織を中心に未加入センターの加入をすすめ、より多くのセンターが集う力のある協議会を築くことで、センターへの支援力を高めます。

#### 2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます

- ④ センター運営に係る問題点を調査等により抽出し、会員センターの声をエビデンスとして国に届け、センターが担う業務の改善、職場の環境改善に向けた提言・要望活動を行います。
- ⑤ 都道府県、市区町村に対して、都道府県組織・会員センターがそれぞれ提言・要望活動に取り組むことができるよう支援します。
- ⑥ 全国社会福祉協議会の種別協議会の一員として、関係機関、団体と連携を図り、地域包括ケアシステムの充実、地域共生社会の実現等に向けて、制度、予算等の提言・要望活動に取り組みます。

#### 3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

- ⑦ 会員センターが職員の専門性を活かして業務に取り組むことができるよう、都道府県組織・ブロック組織・全国組織の各段階において、センター職員に必要な知識・技術が習得できる研修機会を提供します。
- ⑧ 会員センター職員が地域において多世代、他分野に渡る相談対応にあたるよう、最新の制度動向や多様な実践事例などの有益な情報提供を行います。

## 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

ミッション（使命）／ 組織強化のための中期目標 ※令和2年度～令和6年度「長期目標」から変更

### ■ 本会のミッション（使命）

- ① 地域包括・在宅介護支援センター事業の発展向上を期し、その地位向上をめざします。
- ② よりよい地域包括・在宅介護支援センター制度をめざし、都道府県・指定都市組織とともにさらなる制度改善をはかり、必要な調査・研究協議を実施します。
- ③ 複雑化・多様化した地域課題への対応と、地域から信頼され、必要とされるセンターとなるための業務の質向上・人材育成につながる研修機会を提供します。

#### 参考：運営内規 第3条（目的）

本会は、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター事業の発展向上を期し、全国的連絡調整を行うとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつその実践を図ることを目的とする。

#### 参考：地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像〈ビジョン〉（再掲）

- 自分らしく暮らし続けられる地域をつくります → **地域づくり**
- 生き活きと働き、地域の信頼を得られる人材を育成します → **人材育成**
- 分野を超えた相談支援に貢献します → **地域共生社会**

### ■ 本会組織強化のための中期目標（令和7年度～令和9年度）

※協議会ビジョンの見直しとともに次期目標を検討する。

- ① 地域包括支援センター **加入率の向上**：地域包括支援センター会員 40% → **50%**
- ② 全都道府県における **協議会組織化**：都道府県・指定都市組織 41 か所 → **47か所**

## 地域共生社会の実現をめざす「ビジョン実現に向けた本会の行動指針」に基づく重点課題

（令和5年度 事業計画において策定）

1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます
2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます
3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

## ミッション（使命） 実現・組織強化のための 令和8年度 重点事業

※下線は新規事業

### 1. 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ推進事業

- ① [継] 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ「ネットワーク」リレー講義
- ② [新] 協議会ビジョンの見直し
- ③ [継] 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ研修の実施に向けた都道府県・指定都市組織アンケート

### 2. 組織強化推進事業

- ① [継] 未組織県の組織化に向けた働きかけ
- ② [継] 会員拡大に向けた強化方策の推進／会費無料キャンペーン
- ③ [新] 災害に備えた地域包括支援センターの役割・業務継続計画（BCP）の検討
- ④ [新] 地域包括・在宅介護支援センターの役割・機能・研修のあり方検討の周知
- ⑤ [継] 地域包括支援センター PRキャンペーン

## 令和8年度 事業計画

(★…地域共生社会の実現をめざす「ビジョン実現に向けた本会の行動指針」に基づく重点課題)

### 1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます (★)

#### 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ推進事業

(1) 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像 (ビジョン)」の見直し

[重点事業] (常任協議員会、総務広報委員会、調査研究委員会、研修委員会、制度・政策委員会)

- 令和4年度から令和13年度の10か年を取組み期間として定めた協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像 (ビジョン)」の中間年 (令和9年度) に向けた見直しの検討を始める。

- ・ 令和7年度に策定された「全社協 福祉ビジョン 2025」を踏まえた本会協議会ビジョンの見直しを行うとともに、第10期介護保険事業計画を見据えたセンターをめぐる状況や、コロナ禍を経た現在のセンターをめぐる状況を踏まえた検討を行う。

※ 総務広報委員会を主たる所管機関として位置づけ、各常設委員会においても関係個所について見直しの検討を行うこととする。

#### 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ推進事業

(2) 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ研修の実施に向けた都道府県・指定都市組織アンケートの実施 [重点事業] (研修委員会)

- 協議会ビジョンの周知・活用および都道府県・指定都市組織における研修企画のさらなる発展・深化を図る観点から、各県において開催された研修会の内容 (テーマ) および登壇者を集約し共有することで、全体としてのセンター職員の力量の向上につなげるものとするべく、都道府県・指定都市組織において令和8年度に実施した (実施予定含む) 研修会について、アンケートを実施する。

#### 組織強化推進事業

(3) 未組織県の組織化に向けた働きかけ [重点事業] (常任協議員会、総務広報委員会)

- 本会組織強化のための中期目標②において掲げている「全都道府県における協議会組織化」に向け、本会役員等の訪問活動等による未組織県への働きかけを計画的に行う。

#### 組織強化推進事業

(4) 会員拡大に向けた取組の推進 [重点事業] (総務広報委員会)

- 「会員拡大に向けた強化方策」の推進
  - ・ 本会としての取り組みを推進するとともに、ブロックおよび都道府県・指定都市組織における取り組みを支援する。
- 「年会費無料キャンペーン」の実施

- ・ 更なる会員拡大策として、令和8年度に新規入会したセンターの、令和8年度分の本会会費を免除する。

## **組織強化推進事業**

### (5) 地域包括支援センターPRキャンペーンの実施 [重点事業] (総務広報委員会)

- 本会のミッション（使命）および組織強化の遂行、ならびに地域包括・在宅介護支援センター事業の発展向上を期し、また、その地位向上をめざすため、「地域包括支援センターPRキャンペーン」を実施する。
- 広く国民に向けて地域包括支援センターの利用促進を含む周知を図る

### (6) ブロックおよび都道府県・指定都市組織との連携強化 (常任協議委員会、総務広報委員会)

- 本会事業をより一層充実・推進するため、各ブロック大会・研修会等に本会役員が出席・登壇し、本会の活動等の周知を図るとともに、センターを取り巻く情勢や制度対応等に関する情報提供を行う。
- 協議会ビジョンの周知・活用および都道府県・指定都市組織における研修企画のさらなる発展・深化を図る観点から実施する「地域をむすぶ・つなぐ・つつむ研修の実施に向けた都道府県・指定都市組織アンケート」を共有し、全体としてのセンター職員の力量の向上につなげる。
- 「組織活動助成」の実施により、ブロックおよび都道府県・指定都市組織の活動を支援する。

### (7) 組織活動助成の実施 (総務広報委員会)

- 都道府県・指定都市組織およびブロックの活動を支援するため、組織活動助成 実施要項に基づいて助成を行う。

## 2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます（★）

- (1) 地域包括・在宅介護支援センターをめぐる課題整理と厚生労働省への対応（制度・政策委員会）
  - 実態調査 2024 から得られた会員の生の声をもととしてセンターをめぐる課題等を整理する。
  - 令和7年12月に取りまとめられた社会保障審議会 介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえた第10期介護保険事業計画に向けた制度改正への対応など、円滑な施行のため、センターへの影響を測りつつ各都道府県・指定都市組織やブロックとセンターをめぐる課題について整理・共有する。
  - 厚生労働省との定期的な意見交換等によりセンターの実情を伝え、制度等や運用の改善につなげる。
  
- (2) 地域包括・在宅介護支援センター実態調査 2024 の活用・周知（調査研究委員会、制度・政策委員会）
  - 令和7年度に取りまとめた「地域包括・在宅介護支援センター実態調査 2024（以下、実態調査 2024）」の集計結果を踏まえた提言活動等を実施する。
  
- (3) 厚生労働省との定期的な意見交換の実施（常任協議委員会、制度・政策委員会）
  - 厚生労働省との定期的な意見交換等によりセンターの実情を伝え、制度等や運用の改善につなげる（再掲）。
  
- (4) 在宅介護支援センターの活動推進（総務広報委員会、調査研究委員会、研修委員会、制度・政策委員会）
  - 地域の身近な相談機関である在宅介護支援センターの発展的な活動につなげるため、老人福祉法上の中立・公正な役割を再評価し、認知症対応や地域密着型支援の担い手としての制度的活用を国に要望していく。あわせて、会員センターへの先駆的な取り組み事例の発信を通じて、活動推進を図る。
  - 地域包括支援センターの業務負担軽減と、高齢者への継続的な支援体制構築に向け、在宅介護支援センターをランチ・サブセンターとして活用する仕組みを全国的に推進する。特に併設型等における業務過多や兼務負担を軽減するための支援策を国に要請し、在宅介護支援センターの機能強化を図ることで、地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与する。
  
- (5) 国の調査研究事業（老健事業）等への委員参画や事業協力（常任協議委員会、調査研究委員会）
  
- (6) 都道府県・指定都市組織等が行う要望活動の取りまとめと共有の実施（制度・政策委員会）
  - 地域包括・在宅介護支援センターの運営に関しては、行政の裁量が大きく、地域の実情に応じた運営の改善等に向けては、行政に対する要望活動が極めて重要となる。
  - 全国組織として各県域における課題を把握するとともに、各県組織の要望活動の情報共有を図るべく、都道府県・指定都市組織が令和8年に行政に対して行った地域包括・在宅介護支援センターに関わる要望活動について、とりまとめと共有を行う。

### 3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます（★）

#### 組織強化推進事業

##### (1) 地域包括・在宅介護支援センターの役割・機能・研修のあり方検討の周知〔重点事業〕

（常任協議委員会、総務広報委員会、研修委員会）

- 昨年度、改正介護保険法に「地域包括支援センター」が規定されてから20年となる節目に地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターにおける今日的な役割・期待、それを踏まえたセンターで働く職員が習得すべき視点（研修）等について検討、取りまとめを行った。会員センター向けに、それらの周知を図る。

#### 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ推進事業

##### (2) 地域をむすぶ・つなぐ・つつむ「ネットワーク」リレー講義の実施〔重点事業〕

（総務広報委員会、研修委員会）

- 地域包括支援センター・在宅介護支援センター（またはその周辺領域）に関連する有識者等によるさまざまな動画形式による講義を設定し、本会ホームページを活用して会員センター向けに公開する。  
※ 会員センターは無料で視聴可
- リレー講義の実施により、本会ホームページの活用による広報強化やさらなる会員拡大等を含めた組織強化を図るとともに、会員センターおよび職員の資質向上を図る。

##### (3) センター職員の資質・力量向上に向けた、研究大会・研修会の実施（研修委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センター業務に関する制度動向、実践事例の募集・発表、参加者同士の情報共有等により、会員センター職員の資質向上に資するため、以下の研究大会・研修会を開催する。
  - ・ 第35回 令和8年度 全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会（令和8年9月、石川県金沢市）
  - ・ 令和8年度 地域包括・在宅介護支援センター リーダー職員研修会（令和8年7月）
  - ・ 令和8年度 全国地域包括・在宅介護支援センター研修会（令和9年3月）
- 次年度研究大会の開催準備（令和9年度：中国ブロック／四国ブロック）。

##### (4) 虐待・権利侵害の根絶に向けた対応

（正副会長会議、総務広報委員会、調査研究委員会、研修委員会、制度・政策委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センターは、地域の高齢者およびその家族にもっとも近い機関である。家庭を含むさまざまな場面において発生しうる虐待・権利侵害に気づくことができる機関でもある。地域から信頼される機関として、さらなる人権尊重・尊厳保持の実現、虐待・権利侵害の根絶に向けて本会では会を挙げて協議していく。
  - ・ 正副会長会議を主たる所管機関として位置づけ、各常設委員会においても各種検討・取組を進めることとする。

- 地域包括・在宅介護支援センター業務における虐待対応事例を収集し、本会主催の研究大会・研修会等で共有するなど、会員センターにおける取組に資するものとする。
- (5) ホームページを活用した情報発信「ネットワーク」の実施（総務広報委員会）
- ホームページにおいて、センター運営に有用な情報を会員センター向けに情報提供するとともに、地域包括・在宅介護支援センター関係者や市町村（保険者）などに向けて本会事業ならびに地域包括・在宅介護支援センターについて理解促進を図るため、情報発信に取り組む。
  - ホームページを活用した電子媒体による情報発信を積極的に行っていく。

## 4. 災害支援および災害への備え

### 組織強化推進事業

- (1) 災害に備えた地域包括支援センターの役割・業務継続計画（BCP）の検討 [重点事業]  
（調査研究委員会）
  - 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターが、災害時にも安否確認や関係機関調整等の重要機能を維持できるよう、実効性の高い業務継続計画（BCP）を検討する。
  - 市町村の体制整備状況や先行事例等の実態、およびセンターが日頃培った地域ネットワークの重要性を踏まえ、運営主体や地域特性に応じた具体的な優先業務の整理や体制整備のあり方を検討し、災害に強い地域づくりを推進する。
- (2) 災害発生時の情報収集および災害見舞金制度の運用（総務広報委員会）
  - （令和7年度 第2回 協議員総会で承認された）会員センターの被害状況等の把握に関するフローに基づく被害状況の把握を行う。
  - 大規模災害発生時においては、「災害見舞金制度」運営要綱に基づき、会員センターに対し迅速な見舞金の送金を行う。

## 5. 国および関係機関・団体との連携、協働の推進

- (1) 全国社会福祉協議会 各種委員会等への参画
  - 評議員会への参画
  - 高齢者保健福祉団体連絡協議会への参画
  - 政策委員会への参画
  - 福祉施設長専門講座運営委員会への参画
  - 国際社会福祉基金委員会への参画
- (2) 消費者庁「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」への参画
- (3) その他、関係団体への事業協力や委員派遣

## 6. 諸会議の開催

- 協議員総会の開催
- 常任協議員会の開催
- 正副会長会議の開催
- 常設委員会の開催
  - ・ 総務広報委員会
  - ・ 調査研究委員会
  - ・ 研修委員会
  - ・ 制度・政策委員会
- 運営内規第 14 条に基づく部会の開催
  - ・ ネットワーク制作部会